

真岡市消費生活センターだより

消費生活相談窓口 TEL 84-7830
月曜日～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

No.25

ご相談はお住いの自治体の消費生活センターへ <休日は消費者ホットラインへ ☎188 局番なし>

光回線サービスの勧誘トラブルが増加 サービス内容の変更だと思ったら、別業者と契約になっていた！ 「安くなる」の言葉にまどわされず、変更内容をよく確認してから

事例1

大手電話会社を名乗り「フレッツ光のご案内です。料金が安くなります」と電話があった。プラン変更だと思って了承した。



契約に必要な手続きだと思い、電話で業者の指示に従い、NTT東日本のウェブページ上で「転用承諾番号」を取得して、業者へ伝えた。

届いた契約書を見ると、別の光コラボ業者と契約になっていた。

知らない会社と契約になってる！

登録完了通知



アドバイス

- ◆NTT東日本から光回線を借り受けた光コラボレーション事業者（光コラボ事業者）が、光回線にプラスしてプロバイダーや携帯電話会社等のサービスと組み合わせて提供しています。
- ◆光コラボ事業者への乗り換えは、「転用」手続きという契約者自身が「転用承諾番号」を取り、事業者へ伝えて申し込みます。
- ※完了後は、NTTから光コラボ事業者へ契約先が変わります。

事例2

「この地域はみんな光回線になる。配線工事が必要だ」と言われ書類にサインをした。本当か。



アドバイス

- ◆インターネットを利用しないのであれば、光回線にする必要はありません。基本料金がアナログ回線より高くなります。

事例 1.2.3の場合

電気通信事業法の解約ルール「初期契約解除制度」が適用します。契約書面を受け取った日を含め8日間は、契約を解除できます。

アドバイス



- ※「初期契約解除」の方法は、期間内に事業者へ契約解除のハガキを、簡易書留扱いで通知します。
- ※クーリング・オフとは違い、契約解除までに工事が行われた場合は、工事費用や事務手数料（法令で上限）、サービス利用料等を支払うことになります。
- ※工事前であれば、光回線サービスは、事業者の自主規約により、無償で契約が解除できます。

事例3

2年前にフレッツ光からA光コラボ業者と契約をした。昨日、B光コラボ業者から「今より安くなる」と電話で勧誘を受け、乗り換えた。よく確認すると、高くなることが分かった。



アドバイス

- ◆乗り換え完了後に解約すると、契約解除料が発生することや、電話番号が変更になることがあります。
- ◆解約後は元に戻るのではなく、新たな契約になります。

事業者にいわれるままにパソコンを操作したり、あいまいな返事をしたりせず、
不要な勧誘はきっぱりと断りましょう！